事務連絡

平成29年6月2日

岡山市内　指定就労継続支援Ａ型事業所 管理者　様

岡山市保健福祉局事業者指導課長

（　公　印　省　略　）

**指定就労継続支援Ａ型における適正な運営に向けた**

**指定基準の見直し等に関する取扱いについて**

平成29年４月１日、指定就労継続支援Ａ型の適正な運営を図ることを目的に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定基準等が改正されましたので、内容をご確認いただきますとともに、次のとおり適切な対応を行っていただきますようお願いします。

記

**１　就労継続支援Ａ型計画の作成について（指定基準第191条第3項）**

　　今後、新たに、就労継続支援Ａ型計画を作成する場合は、次の内容を含めてください。（別紙様式１の使用を原則とし、遅くとも次回モニタリング（アセスメント）までには見直してください。）

ア　利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等

イ　利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標

ウ　利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

**２　経営実態の把握、経営改善計画書の作成について（指定基準第192条）**

　　直近の会計年度若しくは直近数か月間の生産活動の収支について、別紙「就労継続支援Ａ型事業所状況調査票」を作成し、**平成29年6月30日（金）**までに提出してください。（提出方法は末尾のとおり）

　　指定基準第192条第2項により、「指定就労継続支援Ａ型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。」とされたことから、本基準を満たさない場合、経営改善計画書（別紙様式2-1、2-2）を作成の上、経営改善を行っていただきます。

**３　情報公表について**

指定就労継続支援Ａ型事業所の利用を考えている障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、次の内容について事業所のホームページでの公表をお願いします。

（公表する内容）

ア　貸借対照表、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）、就労支援事業事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書

イ　主な生産活動の内容

ウ　平均月額賃金（工賃）

**４　指定基準に係る取扱い**

　　就労継続支援Ａ型計画、経営改善計画、運営規程の記載内容に虚偽がある場合等は、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止の対象となる場合があります。

**５　上記２の提出先等**

　（１）提出書類

　就労継続支援Ａ型事業所状況調査票

　※　直近の会計年度の就労支援事業別事業活動明細書等を添付してください。

（２）提出期限　　平成２９年６月３０日（金）

※　指定基準第192条第2項を満たさない場合、各事業所を所管する市又は県民局が「経営改善計画書（様式2-1及び2-2）」の提出を後日、別途、求め、その後、継続して経営改善状況等を確認します。

（３）提出方法

電子媒体（Ｅメール）又は　郵送による提出

（４）提出・問合せ先

**岡山市保健福祉局事業者指導課　障害事業者係**

　　　〒700-0913

　　　岡山市北区大供三丁目１－１８　ＫＳＢ会館４階

　　　TEL　086-212-1015 FAX　086-221-3010

**ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　syou-jigyou@city.okayama.lg.jp**

**６　その他**

関係資料・様式は、岡山市事業者指導課ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00048.html>

＊岡山市事業者指導課ホームページ（★☆障害者・障害児の事業所はこちらからどうぞ☆★）

　→ 就労系サービスに関するお知らせ